

第 2 回条例改正準備会で出された主な意見（公開用議事録案）

【全 体】

- 規制を緩和することによる市場の活性化、漁業や市場の経営改善が可能なら、それを導入するルールを検討するのがこの会議の役割。
- 商物一致、第三者販売、直荷引きについては、共通認識を持ってから議論するべき。
- 論点は、卸売業者による自己買受を認めるか否かに集約される。

【商物一致】

- 条例上の規制を解除すべき。市場に並ぶものだけでなく、ネットなどを使って今のルールで売買すればよい。（仲買業者 A）
- 規制は残すべき。規制を解除すれば市場がいらなくなる。（生産者 A）
- 商物一致の原則を解いたとき、冷蔵庫に保管された水産物も卸売の対象になるのか。（生産者 A）

【第三者販売】

- 解除すれば県外の手が独占する可能性がある。（生産者 A）
- 県外大手のスーパーに直に出荷されるということは仲買として困る。（仲買業者 B）
- 日本には中小の小売店が多く、これら中小の小売店への供給は仲買が維持している。規制解除により購買力の強い大手スーパーにバイイングが集中した場合、既存の仲買が淘汰され中小の小売店へのチャンネルがなくなり地域の活性化に影響を与える懸念がある。（生産者 B）

【直荷引き】

- 現行条例の但し書きにある「知事の許可を受けた場合」とはどういったことを想定しているのか。（卸売業者 A）
- 直荷引きとして、境には水揚げされない魚を引いてくるのが想定される。（仲買業者 A）
- 出荷準備スペースの位置づけ（仲卸店舗か否か）を明確にすること。（卸売業者 A）

【受託拒否】 ○禁止は残すべき。⇒ 全員一致

【自己買受】

- 以下の観点により卸売業者も売参権を持ち最大限の努力をしていくべき。（卸売業者 A）
 - ・生産者の期待に応える魚価が担保されることになれば、安心感となってこの市場に出荷する生産者も増える。
 - ・仲買業者と卸売業者が切磋琢磨する中で活性化が生まれる。
- 透明性を担保する方策の一つとして、電子入札の導入が考えられる。（卸売業者 A）
- 電子入札は、境港の入札状況、セリ状況に合致しているのか議論の余地がある。（仲買業者 A）
- 自分で売り、買ったことにして原価で出されてしまうことも想定できる。第三者販売と同様に県外大手スーパーに直に出されることも想定されるので仲買としては反対。（仲買業者 B）
- 6号7号岸壁を沿岸漁業者で専用できる状況になれば賛成だが、沿岸漁業者が追いやられている今の状況では反対である。（生産者 A）
- 自己買受でなくとも、魚価を安定させる方法はあるのではないか。（仲買業者 A）

以上